

調布市ふじみ交流プラザの概要について

1 取組の背景・目的

- クリーンセンター跡地におけるPPP事業については、市の公共施設マネジメントの取組において、公民連携手法を活用したモデル事業として位置付け、これまで継続的に地域の方々と意見交換を重ね、組織横断的に連携を図りながら検討を進めている。施設全体のコンセプトとして、超高齢社会への対応のほか、多世代交流や地域交流、福祉、安全・安心、コミュニティなど、地域の多様なニーズに応じたサービスを提供する複合施設として、整備することとしている。
- 複合施設内には、モデル事業としてのPPP手法の活用による民間事業者のノウハウや資金を活用して、行政課題の解決に資する公共施設機能を確保するものとする。具体的には、地域交流や地域の賑わい創出に資するコミュニティ機能のほか、高齢者の社会参加と生きがいづくり、心身の健康増進を促す機能を確保する。

〈公共施設の概要〉

◆設置目的【第1条関係】

地域交流の促進に寄与するとともに、地域における高齢者の社会参加、生きがいづくり及び健康づくりを確保すること

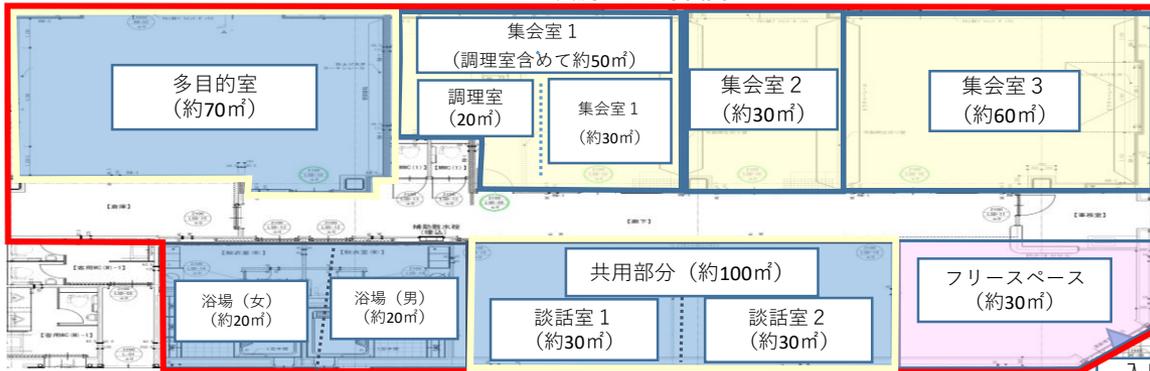
◆名称・位置【第1条関係】

・調布市ふじみ交流プラザ、調布市深大寺東町7丁目47番地1

◆事業【第2条関係】

- ①地域交流の促進に資する事業（協働推進課所管）
 - 集会室の貸し出し、地域の情報発信コーナーの設置
- ②健康増進事業：高齢者の健康増進、交流の場の提供や高齢福祉に関する講座等の開催（高齢者支援室所管）
 - 深大寺老人憩の家機能

ふじみ交流プラザ平面図



2 公共施設の機能・施設運用(案)

①コミュニティ機能（約140㎡）

◆利用目的 地域交流の促進等に資する事業

・集会室【有料】・多目的室【有料】（健康増進事業の使用以外の曜日・時間帯での利用）・談話室【無料】（健康増進事業の使用以外の曜日・時間帯での利用）・フリースペース【無料】

◆休業日【第3条関係】

・第4月曜日及び12月29日～1月3日

◆利用等の時間【第4条関係】

・集会室の利用 午前9時～午後9時30分 ・多目的室及び談話室の使用（健康増進事業の使用以外の曜日・時間帯の利用） 平日・土曜日：午後6時～午後9時30分、日曜日及び祝日：午前9時～午後9時30分 ・フリースペース 午前9時～午後10時

◆利用者等の資格【第5条関係】

・市に登録した団体（市内等団体／市外団体）※市内等には三鷹市在住者を含むものとし、調布市民と同料金で施設利用できるものとする

◆利用区分【第8条関係 別紙(使用料表)】※5区分

①午前（9時～12時）、②午後1（午後1時～午後3時）、③午後2（午後3時30分～午後5時30分）、④夜間（午後6時～午後9時30分）、⑤全日（午前9時～午後9時30分）

◆利用料金【第8条関係 別紙(使用料表)】

・調布市の既設コミュニティ施設等の利用料金を参考に設定

②健康増進機能（約170㎡）

◆利用目的 高齢者の健康増進等にかかる事業

・多目的室 ・浴場（男・女） ・談話室

◆休業日【第3条関係】

・第4月曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日

◆利用等の時間【第4条関係】

・午前9時～午後5時 ※浴場は規則で定める時間：月・水・金の午前10時～午後3時

◆利用者等の資格【第5条関係】

・市内に住所を有する60歳以上の者

◆利用料金【第8条関係】

・無料

○施行期日 規則で定める日から施行